

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 12 月 7 日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀

当社が、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社電通ダイレクト(以下「電通ダイレクト」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うに際して、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	電通ダイレクト (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	3, 274
本株式交換により交付する株数	当社普通株式：12, 768, 600株	

(注1)本株式交換に係る株式の割当比率(株式交換比率)

電通ダイレクト株式1株に対して、当社の普通株式3, 274株を割当て交付いたします。

(注2)本株式交換により発行する当社の新株式数

当社は、本株式交換により、当社の普通株式12, 768, 600株を割当て交付いたします。交付する株式については、当社の自己株式10, 724, 240株を充当し、新たに普通株式2, 044, 360株を発行することといたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、前記①に記載の株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたり、後記 4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するために、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、当社並びに株式会社電通グループ(以下「(株)電通グループ」といいます。)及び電通ダイレクトから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。当社は、後記 4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、みずほ証券から提出を受けた株式交換比率算定書、当社の法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、電通ダイレクトに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社の株価、

当社及び電通ダイレクトの財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について(株)電通グループと慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至ったため、当社は、2021年10月28日に開催された取締役会において、本株式交換比率をその内容を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

2) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称と両社との関係

みずほ証券は当社並びに(株)電通グループ及び電通ダイレクトから独立した算定機関であり、当社並びに(株)電通グループ及び電通ダイレクトの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

みずほ証券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(算定基準日である2021年10月27日を基準日として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の2021年4月28日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、2021年7月28日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年9月28日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能なことから類似企業比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用し算定を行いました。

電通ダイレクトについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価基準法は採用していないものの、同社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能なことから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	電通ダイレクト	
市場株価基準法	類似企業比較法	3,259～5,005
類似企業比較法	類似企業比較法	2,919～5,231
DCF法	DCF法	3,115～6,217

みずほ証券は、本株式交換比率の算定に際して、当社及び電通ダイレクトから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、電通ダイレクト及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の本株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及び電通ダイレクトの各々の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社及び電通ダイレクトの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券が DCF 法の算定の基礎とした当社及び電通ダイレクトが作成した事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、デジタルマーケティング事業でのオーガニック成長及び既存の資本業務提携契約に基づく電通グループ各社との協業促進による新規顧客の開拓、顧客単価の上昇、並びに AI 人事システムの活用を通じたデジタル人材の採用、育成の強化、人材の早期戦力化による生産性向上を見込むことにより、2023 年 9 月期において対前年度比較で Non-GAAP 営業利益が 3 割以上の増益となることを、同様の理由により、2024 年 9 月期において対前年度比較で Non-GAAP 営業利益が 3 割以上の増益となることを見込んでおります。一方、電通ダイレクトにおいては、デジタルマーケティング事業再編の過程における一部広告主からの受注の喪失の影響により、2021 年 12 月期において、対前年度比較で営業利益が 3 割以上、当期純利益が 4 割以上の減益となることを見込んでおりますが、オンライン・オフラインのマーケティング事業におけるオーガニック成長、新規顧客の開拓、オンライン・オフラインのクロスセールスによる顧客単価の上昇により、2022 年 12 月期において対前年度比較で当期純利益が 3 割以上の増益となることを、同様の理由に加えて、一部媒体において直接の仕入れ取引を開始することにより、2023 年 12 月期において対前年度比較で営業利益、当期純利益それぞれにおいて 3 割以上の増益となることを見込んでおります。また、DCF 法の算定の基礎とした当社及び電通ダイレクトの財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、当社株式は東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)に上場しておりますが、本株式交換を実施した場合におきましても当社株式は引き続き上場を維持される予定です。

4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

当社は、(株)電通グループが、当社株式 26,895,001 株(議決権所有割合にして 20.98%)を保有する当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、かつ、当社との間で既存の資本業務提携契約に基づく資本業務提携関係を有することに鑑み、本株式交換の公正性担保に慎重を期し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(i) 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、当社並びに(株)電通グループ及び電通ダイレクトから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、みずほ証券を選定し、2021年10月28日に本株式交換に係る株式交換比率算定書(以下「本算定書」といいます。)を取得いたしました。本算定書の概要は、前記2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、当社並びに(株)電通グループ及び電通ダイレクトから独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社並びに(株)電通グループ及び電通ダイレクトから独立しており、それらの者との間で重要な利害関係を有しておりません。

(iii) 当社における取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

2021年10月28日開催の当社取締役会において、当社の全ての取締役8名が出席の上、出席取締役の全員一致により、本株式交換の実施をその内容に含む資本業務提携契約の締結につき承認可決されております。また、当該取締役会においては、小島伸夫氏を除く監査役全員が当該決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社監査役である小島伸夫氏は、(株)電通グループの連結子会社である株式会社電通の従業員としての地位を有していることから、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、前記の取締役会の審議には一切参加しておらず、前記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

- ③ 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考

慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(a) 増加する資本金の額：0 円

(b) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従って別途当社が定める額

(c) 増加する利益準備金の額： 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の事情を総合的に考慮した上で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

電通ダイレクトは、2021 年 7 月 1 日付で、(株)電通グループの完全子会社である株式会社 DA サーチ&リンクを吸収合併しました。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2021 年 11 月 25 日開催の取締役会において、2021 年 9 月期に係る期末配当として、本株式交換の効力発生日までに、2021 年 9 月 30 日を基準日とする 1 株当たり 3.4 円(総額 435,853,684 円)の剰余金の配当を行うことを決議しております。

以上

株式交換契約書

株式会社セプテーニ・ホールディングス（以下「**セプテーニ HD**」という。）及び株式会社電通ダイレクト（以下「**電通ダイレクト**」という。）は、2021年10月28日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

セプテーニ HD 及び電通ダイレクトは、本契約に定めるところに従い、セプテーニ HD を株式交換完全親会社とし、電通ダイレクトを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、セプテーニ HD は、本株式交換により、電通ダイレクトの発行済株式の全部を取得する。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

セプテーニ HD 及び電通ダイレクトの商号及び住所は以下のとおりである。

セプテーニ HD 商号：株式会社セプテーニ・ホールディングス
住所：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

電通ダイレクト 商号：株式会社電通ダイレクト
住所：東京都港区東新橋1-8-1 電通本社ビル

第3条 （本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. セプテーニ HD は、本株式交換に際して、本株式交換によりセプテーニ HD が電通ダイレクトの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における電通ダイレクトの株主（以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、その保有する電通ダイレクトの普通株式に代わり、その保有する電通ダイレクトの普通株式の数の合計数に 3,274 を乗じて得た数のセプテーニ HD の普通株式を交付する。
2. セプテーニ HD は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する電通ダイレクトの普通株式1株につき、セプテーニ HD の普通株式 3,274 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべきセプテーニ HD の普通株式の数の、1に満たない端数がある場合には、セプテーニ HD は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条 （本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2022年1月4日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、セプ

テナー HD 及び電通ダイレクトが協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条 (資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加するセプテナー HD の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条第 2 項の規定に従いセプテナー HD が別途適当に定める金額とする。

第6条 (株式交換契約の承認)

1. セプテナー HD は、効力発生日の前日までに、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めらる。
2. 電通ダイレクトは、効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議（同法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めらる。

第7条 (会社財産の管理)

セプテナー HD 及び電通ダイレクトは、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条 (本契約の変更及び解除)

セプテナー HD 及び電通ダイレクトは、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間において、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定めるセプテナー HD 若しくは電通ダイレクトの株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条 (準拠法及び管轄)

本契約は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとする。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、セプ

テーニ HD 及び電通ダイレクトが協議し合意の上、これを定める。
(以下本頁余白)

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、セプテーニ HD
及び電通ダイレクトが各 1 通を保有する。

2021 年 10 月 28 日

セプテーニ HD：東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役 佐藤 光紀

電通ダイレクト：東京都港区東新橋 1-8-1 電通本社ビル
株式会社電通ダイレクト
代表取締役 社長執行役員 近藤 一成

株式会社電通ダイレクトマーケティングの
最終事業年度に係る計算書類等の内容

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(注) 株式会社電通ダイレクトマーケティングは、2021年7月1日に株式会社電通ダイレクトマーケティングを存続会社、株式会社DAサーチ&リンクを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で、株式会社電通ダイレクトへ商号変更を行っております。また、株式会社電通ダイレクトマーケティングは、2020年1月に株式会社電通エルフトアーキテクトを子会社化しておりますが、連結財務諸表を作成しておりません。そのため、以下には株式会社電通ダイレクトマーケティング(単体)の計算書類等の内容を記載しております。

第14期 事業報告

自 2020年1月1日

至 2020年12月31日

事業報告

自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

2020年度の通販市場は、前年同月比4.6%増の8兆382億円(*1)。伸び率では前年の5.6%を下回り、前年に引き続き低下傾向が見られるものの、売上高では4,137億円の増加を示しており、大手通販モールをはじめ、通販業界全体で市場の成長は続いていると言える状況である。

(*1)数値の出典元：通販新聞 2021/1/7付 第75回通販・通教売上高ランキング

国内経済においては、新型コロナウイルスの世界的拡大により経済成長率が急激に悪化し、企業業績にも大きな影響を与えているが、通販市場においても変化が現れた。コロナ禍の外出自粛に伴う巣ごもりで、衛生・健康にかかわる商品、生活必需品などの需要が増大する一方、化粧品・外出に関わる商品・高額商品は低迷、明暗を分ける結果となった。

また、消費者の購買行動においては、外出自粛・実店舗の休業や時短営業により、リアル店舗での購買層が流入しデジタル化が加速。これに伴い、有店舗企業がEC戦略に積極的に乗り出したことも、通販市場全体の成長を後押ししたと推測される。

このような環境の下、更なる企業成長を目指し、下記アクションプランを今年度は実施した。

- ① 既存クライアント対し、地上波を含むテレビメディアを中心に積極的な展開を実施。
上位10社の売上総利益の昨対比は113%の伸びに。中でもテレビショッピング研究所は、売上総利益で約1,245%となり上位3社に入る伸び。また、5位のあじかん社174%、8位のファーマフーズ社で266%、9位のえがお社で280%、10位世田谷自然食品社で117%と、上位10社の内半数以上がテレビメディアで数字を伸ばす結果となった。また通販以外では、金融不安などからマネックス証券がオンラインで数字を伸ばし、売上総利益の昨対比で217%の伸びを示した。
- ② テレビメディアを中心に、通販クライアントを伸ばす一方で、社として次期コア開拓事業にも着手。社の抱える課題を抽出し、全社横断で12のプロジェクトを立ち上げる。
「デジタルの扱い拡大・収益改善」「単品通販ECソリューション」「プラットフォームEC・マネタイズ確立」プロジェクトなどは、オンライン領域に対する社員の意識改革を狙って立ち上げたものであったが、各々が2020年度の売総拡大にも貢献。また、既存領域の強みを上げるプロジェクトの中からは、「メディアのパッケージプラン」や「TVCMの分析ソリューション“CMコンパス”」を開発。開発したソリューションを、ウェビナーなど新たな手法を通して対外発信し、新規獲得への取組みを行う。収益力強化に向けた取組みでは、「クライアント単位の稼働コスト」・「PL」の可視化、「仕入先への交渉によるコストの圧縮」などを実施。ニューノーマルに向けた新たな取組みを行った。
- ③ オフライン比率が高い状況、ならびに顧客のDX化が進むことが予想されるため、DXS部を新設。新規アカウント獲得力の強化のため、オンラインケイパ等をグループ会社向けに実施。連携を強化する事で、小売り・流通・ITと幅広い取組みを行っている株式会社トライアルホールディングスほか、TOKAIホールディングズ・小林製薬・フジッコ・六花亭製菓など、グループ会社協業により新規獲得・領域拡大へつなげる。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの蔓延の影響など急速に変化する環境の中、消費者の購買行動の変化、企業活動のDX化の加速、リモートを中心とした就業環境への移行に適応しながら、持続的成長を実現できる事業基盤の再構築と従来からコンプライアンスの遵守を根本としたビジネスの遂行、労働環境の保持・改善が最優先課題と捉えている。

オフィスワークからリモートワークに労働環境が移行することで従来の制度では社員の働き方、労働生産性、労務管理を再考課題に取り組む必要性が生じている。また、社会環境の変化が激変する中、従来の通販広告の販売を中心としたビジネスからクライアントビジネスを成長させるパートナー企業となるために新たなビジネス創造は必須である。

上記のような社会変化であっても、従来通りコンプライアンス遵守の意識と仕組みの徹底に努めなければならない。

① 労務管理インフラの強化

リモート環境における「仕事のやり方・働き方」の抜本的な見直しと労働生産性向上を目指すためにフレックス制度の導入などの制度設計の見直し、有休休暇取得状況など労務管理を実現する IT インフラの活用や運用制度の見直しを実施予定。

② ビジネストランスフォーメーション

「顧客企業の持続的成長にコミットする」というグループミッションの実現に向け、既存ドメインにおける AX の再強化をはかると共に、CX, DX の基盤を構築、そして顧客の事業変革を促し、新しい市場と顧客の創造に向けた BX の実現を目指す。そのために、次期コアとなる CX, DX を担う、フロント機能からソリューションまでの体制を新規創設予定。

③ コンプライアンス遵守の体制強化

発注分離の原則徹底や下請法違反の撲滅に向けて2021年1月1日組織改編にて、受発注分離の管理監督、発注における管理強化などビジネスプロセスをマネジメントする部門を新設予定。

(3) 資金調達の状況

当年度において、特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当該年度の設備投資総額は 4,570 千円であり、そのうちエントランスロゴが 357 千円、コーポレートサイト改修等ソフトウェアが 4,213 千円であります。

また、森永プラザビル本館の資産除去債務を、63,044 千円計上しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第11期	2018年度 第12期	2019年度 第13期	2020年度 第14期
売上高	9,761,893千円	12,702,710千円	12,382,209千円	15,997,881千円
営業利益	318,131千円	428,775千円	190,502千円	411,280千円
経常利益	322,262千円	427,668千円	183,759千円	411,476千円
当期純利益	215,581千円	365,054千円	124,760千円	284,964千円
1株当たり 当期純利益	55,277.22円	93,603.72円	31,989.75円	73,067.86円
総資産	3,160,980千円	3,653,510千円	2,533,078千円	3,258,370千円
純資産	656,284千円	1,042,989千円	802,694千円	1,087,659千円

(注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(6) 業務区分別実績

業 務 区 分	売上高	構成比	前期比	売上総利益	前期比
企 画 ・ 制 作	2,298,699千円	14.4%	72.7%	511,150千円	88.8%
コ ン サ ル テ ィ ン グ	359,885千円	2.2%	71.7%	191,744千円	62.5%
セ ー ル ス プ ロ モ ー シ ョ ン	50,886千円	0.3%	72.6%	7,975千円	65.2%
メ デ ィ ア プ ラ ン ニ ン グ	290,628千円	1.8%	96.3%	287,826千円	96.6%
メ デ ィ ア バ イ イ ン グ	8,249,295千円	51.6%	176.6%	753,945千円	168.8%
イ ン タ ラ ク テ ィ ブ メ デ ィ ア	4,748,486千円	29.7%	129.1%	529,914千円	143.0%
合 計	15,997,881千円	100.0%	129.2%	2,282,556千円	113.6%

(7) 主要な事業内容

当社は、ダイレクトビジネス（通販事業）を手がけるクライアント企業に対し、事業戦略立案、クリエイティブ、メディアプランニング、メディアバイイング、CRM、商品企画など通販事業戦略及びマーケティングにかかわるあらゆる業務をサポートするダイレクトビジネス支援の専門会社であります。

(8) 主要な事業所

本社 東京都港区芝5丁目33-1 森永プラザビル本館11階

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	89名	3名減	40歳11ヶ月	4年 6ヶ月
女 子	79名	1名増	36歳 7ヶ月	4年 4ヶ月
合 計	168名	2名減	38歳11ヶ月	4年 5ヶ月

(注)従業員数には当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者、及び契約社員を含んでおり、パートアルバイト、派遣社員等の臨時従業員は含まれておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社電通グループであり、同社は当社の株式を3,900株（出資比率100%）保有しております。当社は、親会社に主に広告取引に係る媒体について外注し、また広告取引に係る各種マーケティングサービスを提供しております。

②子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社電通エルトアーキテクト	20,000千円	80%	ECマーケティングの戦略立案・施策実行

(11) 主要な借入先の状況

該当はありません

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 24,000株
- ②発行済株式の総数 3,900株
- ③当事業年度末の株主数 1名

(2) 株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株 式 会 社 電 通 グ ル ー プ	3,900株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	近 藤 一 成	全社統括	
取 締 役	大 久 保 裕 一		(株)電通東日本 取締役 (株)電通北海道 取締役 (株)電通九州 取締役 一社) サービスデザイン推進協 議会 代表理事 一社) 日本インタラクティブ広 告協会 理事長 公社) 経済同友会 東京オリ ンピック・パラリンピック2020 委員会 委員
取 締 役	山 口 修 治		(株)D2C 取締役 (株)電通デジタル 取締役 (株)電通国際情報サービス 取 締役 楽天データマーケティング(株) 取締役 (株)CARTA HOLDING GS 取締役 一社) 日本インタラクティブ広 告協会 理事
監 査 役	大 本 東		(株)電通グループ 電通ジャ パンネットワーク グルー プ監査役チーム ディレク ター (株)電通九州 監査役 (株)電通パブリックリレーシ ョンズ 監査役 (株)電通メディアランウェイ 監査役 K&D コンサルティング(株) 監査役 (株)Sales Plus 監 査役

(注) 1. 当事業年度の取締役及び監査役の異動

2020年3月23日開催の第13期定時株主総会において、取締役佐藤聖仁氏、米村俊明氏、明石智子氏、遠藤淳氏は任期満了に伴い退任し、同株主総会において、近藤一成氏、大久保裕一氏、山口修治氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役 大久保裕一氏、山口修治氏は非業務執行取締役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	4名	26,550千円	
計	4名	26,550千円	

(注) 1. 取締役の支給人数には、2020年3月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含めております。

2. 在任取締役3名中、非業務執行取締役の2名については無報酬であります。

(3) 非業務執行取締役及び監査役の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	遠藤 淳	2020年3月23日任期満了までに開催された取締役会3回のうち3回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大久保 裕一	2020年3月23日就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山口 修治	2020年3月23日就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大本 東	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、非業務執行取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、定款に非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社は、非業務執行取締役大久保裕一氏、山口修治氏及び監査役大本東氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000千円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の整備に関する事項

電通の「内部統制システム基本方針」に基づき、電通グループ全体で内部統制システムを整備し運用しています。その一環として、グループ会社である弊社では、内部統制担当役員・コンプライアンス担当役員・リスク担当役員および担当者が以下を実施しています

- 電通グループ コンプライアンスダイジェストの全社員への周知
- 電通グループ コンプライアンス・キャラバンの全社員への実施
- 最重要リスクの選定と、その対応計画策定、計画に従った実施を行い、『2020年度「最重要リスク」一覧』、『2020年度リスク評価報告書』を作成
- 全社統制の要請事項に従い自社の運用状況を自己点検し『全社統制チェックリスト』を作成し、2021年度期初に取締役会で決議を予定。
- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を、株主総会後の定例取締役会、および、組織改編時の取締役会にて確認しました。

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当年度に開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役による定例会議を、原則毎月1回開催しました。
- 当社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・定例取締役会に監査役が出席し、職務の遂行状況を確認しました。
 - ・内部通報者に対する不利益取扱い防止は就業規則において定められています。
 - ・外部窓口を設置しており、当該窓口の設置場所や秘密保持のための配慮等についての記載資料は、社員が常時閲覧可能な場所に保管しています。

4. 会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において、特に記載すべき事項はありません。

第14期 計算書類

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 電通ダイレクトマーケティング

貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,951,517	流動負債	2,144,491
現金及び預金	293,240	買掛金	1,641,287
受取手形	50,883	リース債務	3,161
売掛金	2,384,326	未払金	83,589
棚卸資産	3,757	未払費用 <small>(未払費用-従業員賞与引当)</small>	30,792
前渡金	115	未払法人税等	126,636
前払費用	16,488	未払消費税等	91,417
未収収益	12,235	賞与引当金	75,059
短期貸付金	181,371	資産除去債務	63,044
その他	9,098	前受金(前受金・預り金)	21,045
固定資産	306,852	預り金 <small>(住民税・健保・厚生年金)</small>	4,580
有形固定資産	93,958	その他	3,876
建物	74,040	固定負債	26,218
器具及び備品	13,370	長期預り金	22,000
その他有形固定資産	0	リース債務	4,218
リース資産	6,547	負債合計	2,170,710
無形固定資産	12,122	(純資産の部)	
商標権	285	株主資本	1,087,659
ソフトウェア	11,836	資本金	301,000
電話加入権	0	資本剰余金	257,843
投資その他の資産	200,771	資本準備金	75,000
投資有価証券	298	その他資本剰余金	182,843
関係会社株式	151,920	利益剰余金	528,815
差入保証金	30	利益準備金	54,388
繰延税金資産	46,422	その他利益剰余金	474,427
長期未収入金	2,101	別途積立金	64,703
		繰越利益剰余金	409,724
		純資産合計	1,087,659
資産合計	3,258,370	負債・純資産合計	3,258,370

損益計算書

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		15,997,881
売上原価		13,715,325
売上総利益		2,282,556
販売費及び一般管理費		1,871,276
営業利益		411,280
営業外収益		
受取利息	82	
その他営業外収益	4,488	4,570
営業外費用		
支払利息	13	
為替差損	7	
その他営業外費用	4,354	4,374
経常利益		411,476
特別損失		
有形固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		411,476
法人税、住民税及び事業税	143,635	
法人税等調整額	△ 17,124	126,511
当期純利益		284,964

株主資本等変動計算書

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

(単位:千円)

	株主資本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	その他利益剰余金	
						別 積 立 金	繰 利 剰 余 益 金
2020年 1月 1日の残高	301,000	75,000	182,843	257,843	54,388	64,703	124,760
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	284,964
事業年度中の変動額の合計	-	-	-	-	-	-	284,964
2020年 12月 31日の残高	301,000	75,000	182,843	257,843	54,388	64,703	409,724

	株主資本			純 資 産 計
	利益剰余金		株 資 本 計	
	利 剰 余 金 計	主 本 計		
2020年 1月 1日の残高	243,851	802,694	802,694	
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	
当期純利益	284,964	284,964	284,964	
事業年度中の変動額の合計	284,964	284,964	284,964	
2020年 12月 31日の残高	528,815	1,087,659	1,087,659	

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…【時価のないもの】

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～24年

器具及び備品 2～15年

無形固定資産…定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア…社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(5) 収益の認識基準

媒体取引…テレビ・ラジオは放送日、新聞・雑誌・インタラクティブメディアは広告掲載日、OOH（アウト・オブ・ホームメディア）は広告掲出日によっております。

正味取引…広告物の納品日によっております。

コンサルティングサービス売上の計上基準…役務提供完了基準によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更

建物と器具及び備品の一部は、従来、耐用年数を2-15年として減価償却を行ってまいりましたが、当事業年度において、移転を決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が9,313千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	127,101千円
--------------------	-----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	3,900株
------	--------

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額

2020年3月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項
該当事項はありません。

(b) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年3月22日開催の定時株主総会決議において、次の議案を付議いたします。

①株式の種類	普通株式
②配当金の総額	284,964千円
③配当の原資	利益剰余金
④1株当たり配当金額	73,067円86銭
⑤基準日	2020年12月31日
⑥効力発生日	2021年 3月22日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,567千円
一括償却資産	234千円
減価償却費超過額	2,887千円
賞与引当金	23,268千円
未払費用	4,477千円
未払事業所税	1,201千円
電話加入権	1,752千円
資産除去債務	19,543千円
その他	<u>3,478千円</u>
小計	64,411千円
評価性引当額	<u>△ 1,870千円</u>
繰延税金資産合計	62,541千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	14,541千円
その他	<u>1,577千円</u>
繰延税金負債合計	<u>16,119千円</u>
繰延税金資産の純額	46,422千円

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	278,887円 2銭
1株当たり当期純利益	73,067円 86銭

7. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

8. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第14期 附属明細書

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

事業報告関係

計算書類関係

I. 事業報告関係

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告に記載のとおりであります。

II. 計算書類関係

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有 固 定 資 産	建物及び附属設備	40,597	63,044	-	29,601	74,040	50,878	124,918
	器具及び備品	24,046	357	0	11,033	13,370	68,597	81,968
	その他有形固定資産	0	-	-	-	0	171	171
	リース資産	10,747	-	-	4,199	6,547	7,452	14,000
形産	計	75,391	63,401	0	44,834	93,958	127,101	221,059
無 固 定 資 産	商標権	364	-	-	79	285		
	ソフトウェア	18,466	4,213	0	10,842	11,836		
	電話加入権	0	-	-	-	0		
形産	計	18,831	4,213	0	10,922	12,122		

(注)建物及び附属設備の当期増加額63,044千円は資産除去債務の見積もりによる増加分です。

2. 引当金の明細

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	68,533	75,059	68,533	-	75,059
役員賞与引当金	2,025	-	351	1,674	-

(注)役員賞与引当金の当期減少額のうち1,674千円は前期戻入額による減少分です。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	26,550	
役 員 賞 与	△ 1,674	
給 料 手 当	976,840	
従 業 員 賞 与	60,842	
賞 与 引 当 繰 入 額	75,059	
厚 生 費	162,470	
取 扱 企 画 費	38,450	
交 際 費	3,521	
広 告 費	5,018	
旅 費	4,327	
交 通 費	2,379	
通 信 費	24,967	
調 査 費	14,072	
備 品 費	2,822	
消 耗 品 費	865	
印 刷 費	2,664	
新 聞 書 籍 費	2,892	
業 務 委 託 費	179,602	
借 用 料	154,587	
水 道 光 熱 費	1,905	
修 繕 費	13,313	
保 険 料	557	
寄 付 金	1,050	
租 税 公 課	26,447	
雑 費	32,591	
減 価 償 却 費	55,756	
採 用 費	3,392	
合 計	1,871,276	

2021年2月19日

株式会社 電通ダイレクトマーケティング
代表取締役社長執行役員 近藤 一成 殿

監査役 大本 東

監査報告書の提出について

私は、監査役として、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします

以上

監査報告書

私監査役は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

尚、全取締役は職務執行確認書を任意で監査役に提出されております。

2021年2月19日

株式会社 電通ダイレクトマーケティング

監査役

大本 東 